

副本

令和7年(ワ)第7441号 国家賠償請求事件

原告 柴田 ■ほか3名

被告 国

答 弁 書

令和7年6月27日

東京地方裁判所民事第50部合D係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号  
九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部 (送達場所は別紙のとおり)

部 付 橋 本 政 和  
訟 務 官 津 野 立 也

法 務 事 務 官 杉 田 龍 政

〒100-8974 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

警察庁長官官房総務課

課 長 補 佐 阿 川 嘉 道

係 長 武 田 寛 子

警察庁長官官房人事課

係	長	高	橋	一	光
係	長	金	山	亮	吾

**第1 請求の趣旨に対する答弁**

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
  - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
  - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とするこ  
と  
を求める。

**第2 請求の原因に対する認否及び被告の主張**

追って準備書面により明らかにする。

以 上